

学校法人新静岡学園情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新静岡学園（以下「本学園」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、本学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすこととする。

(情報の公開)

第2条 本学園は、次の各号に掲げる情報について、刊行物への掲載またはホームページの利用その他広く社会に周知することができる方法によって公開するものとする。

- (1) 本学園の基本情報
- (2) 経営及び財務に関する情報
- (3) 教育研究活動に関する情報
- (4) 情報公開に関する情報
- (5) その他社会一般に公開することを理事会が承認した情報

2 前項各号の規定により公開する情報（以下「公開情報」という。）は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本学園は、公開情報以外の情報についても必要に応じ公開に努めるものとする。

(非公開情報)

第3条 前条に規定する公開情報に、次の各号に掲げるいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。

- (1) 法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものまたは特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれのあるもの
- (3) 本学園以外の法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (4) 本学園の事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(閲覧)

第4条 本学園の利害関係者は、私立学校法第106条第4項及び第107条第5項並びに学校法人新静岡学園寄附行為第73条第2項の規定に基づき、本学園の事務所に備えた書類を閲覧

することができる。

2 前項の書類の閲覧については、学校法人新静岡学園財務書類等の備付け及び閲覧に関する取扱い要綱に定めるところによる。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、情報の公開について必要な事項については、理事長が別に定める。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。ただし、別表の改正については、理事長の決裁により行うことができる。

附 則（平成31年4月24日制定）

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月5日改正）

この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第2条第2項）

情報の区分	公開情報
(1) 本学園の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為 ・建学の精神 ・理念とミッション ・教育理念、人事基本理念 ・沿革
(2) 経営及び財務に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告書 ・監査報告書 ・収益事業決算書 ・授業料、入学金その他本学園が徴収する費用
(3) 教育研究活動に関する情報	<p>静岡産業大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則 ・教育課程の編成及び実施に関する方針及び教育目標 ・教育研究上の目的及び基本組織 ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績等 ・入学者の受入れに関する方針及び入学者数並びに収容定員及び在学する学生の数 ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ・教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する項目 ・学修の成果に係る評価の基準及び卒業の認定に当たっての方針と基準並びに卒業者数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ・学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援の状況 ・研究活動に関する倫理規範 ・公的研究費等の運営・管理に関する基本方針 ・自己点検評価書 ・認証評価機関による評価報告書 <p>静岡学園中学校・高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、学習内容 ・課外活動の状況 ・施設の概要 ・学校行事 ・自己評価、外部評価の内容
(4) 情報公開に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・本規程 ・個人情報保護方針（実施要領、規程） ・特定個人情報等の取扱いに関する基本方針